

受益者負担の見直しに係る再配置計画の抜粋

平成24年2月20日 公共施設再配置推進課作成

IV 総括的事項の基本計画及び実行プラン

7 受益者負担内容の見直し[計画書P110・111]

再配置の方向性と計画内容	第1期基本計画(H23~H32)					削減効果(百万円)		
	前期実行プラン					後期	建設	管理運営
	H23	H24	H25	H26	H27			
① 無料施設の使用内容を分析し、税負担の公平性の観点から有料化を進めるとともに、使用料、保育料など、施設からの受益に応じた負担を見直し		◇			◇	◇	0	1363
② 使用料は、施設の稼働率を100%と仮定した場合の経費を基に算定する方法から、実使用状況に基づく算定に見直し		◇			◇	◇		
③ 異なる施設間においても、同一の使用形態が同一料金となるよう減免規定見直し。また、地域貢献券の用途拡大などによる減免制度の廃止を検討		◇						
④ 使用料(保育料含む)は、施設間格差を解消するとともに、受益者負担割合を引き上げ。特に営利目的の利用に一般財源負担が生じない使用料に改定		◇			◇	◇		
⑤ 全時間帯一律の料金制度となっている施設については、稼働率の高い時間帯や曜日などは、受益者負担割合を引き上げること検討		◇						
⑥ 利用時間の分散及び稼働率の向上を図るため、より多くの市民が利用できる仕組みづくり(30分単位での課金やキャンセル料の徴収など)を検討		◇						
⑦ 使用料(保育料を含む)は、市民に改定のルールを明らかにしたうえで、柔軟な改定を行うとともに、経営努力等による歳出削減効果は、利用者に還元できる仕組みづくりも検討		◇						